

沖縄県立浦添工業高等学校いじめ防止基本方針

平成26年9月策定

はじめに

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与え、生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある。本校ではいじめ問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、「沖縄県立浦添工業高等学校いじめ防止基本方針」を策定する。未然防止に全職員で取り組み、すべての生徒にとって安全安心な学校づくりを推進する。

1. いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめに当たるか否かのケース判断

生徒の中には明らかにいじめに該当する行為を受けていても、自分が被害にあっていることをなかなか認めようとしないケースもある。こうした事例をふまえ、本校では第2条の定義を基礎にしながら、次の2点を判断の柱とする。

①「その生徒が安全安心に学校生活を送る権利を妨げ、心身に苦痛を与え、人権を軽んじる行為」を、いじめと判断する。いじめの具体例には以下のものがある。

侮辱:馬鹿にされる、困らされる、笑いものにされる、悪口、暴言（口汚いののしり、死ね等）

大勢の前やネット上で辱められる、個人情報等をネットで漏洩される、名誉毀損等

強要:本人が承諾しないこと、嫌なことや恥ずかしいことをさせられる、私物を無断で借用される

問題行動や犯罪行為を強要される（同席、見張り等含む）、危険なことを無理やりさせられる等

隠す・破損:私物を隠される、汚される、破られる、壊される、捨てられる等

疎外:無視、仲間はずれ、集団無視等

威圧:脅して抑えつけようとする、物をぶつけようとする等

盗難:私物を盗まれる、犯人扱いされる等

暴力:突つかれる、刺される、叩かれる、殴られる、蹴られる、怪我を負わされる等

恐喝:不当な金品を要求される等

脅迫:脅して相手に恐怖心を生じさせる等

②いじめと疑われる事例については、特定の教職員のみで判断せず、必ず教頭と教育相談係へ報告する。報告を受けた場合、いじめ対策委員会はただちに実態調査を行い、当該生徒の立場にたって事実確認をもとに慎重に判断する。

2. いじめ防止対策

(1) 安心安全な学校づくりを教職員・生徒・保護者全体で考え、関係機関と連携して実現していく

① 人権意識の高揚と人権教育の実施

教職員はあらゆる活動の場で次のことを生徒に強く認識させ、いじめ防止に努める。

a 「いじめ」は人権侵害であり、人間として決して許されない犯罪行為である。

「いじめ防止対策推進法」第4条「いじめを行ってはならない」の遵守徹底。

b 「いじめ」を傍観したり、同調・助長（嘲笑等）したりすることは許されない。いじめは観衆によって加速し、傍観者によって深刻化する。

c 「いじめ」を見たり聞いたり、察知したりした生徒は、早急に教職員に伝える。

何がいじめなのか具体例を校内掲示し、いじめ行為の抑止と周囲に情報提供の促進を図る。

- ②**情報モラル教育**:保護者とも連携して、ネット上のいじめ防止と社会性の育成を図る。
- ③**規範意識の醸成**:集団生活のルールやマナーを守る心、自分を律する心を育て、社会性の育成を図る。
- ④**授業の充実**:生徒1人ひとりにとって安全安心な授業の実践。互いの存在を認め合い、支えあい学びあう態度の育成。わかる授業を実践し、学力不振によるストレス軽減を図る。感受性や想像力の育成を図り、人間関係形成力の向上にもつなげる。
- ⑤**HR 活動の充実**:安心安全で居心地良いホームルームをつくる。人権を尊重した良好な人間関係づくり。他者の痛みにも共感できる思いやりの心の育成。自己肯定感や有用感を感じられる機会の提供。さまざまな体験活動を通して生徒1人ひとりの社会性を育む。
- ⑥**学校行事、部活動の活性化**:集団行動を通して協調性やチームワークの重要性を学ぶ。
- ⑦**生徒会との連携強化**:生徒の視点から「安心安全な学校」づくりを考える機会を設定し、人権意識を高める。具体的な取組みをHR 単位で話し合い実践する機会をつくる(生徒総会等)。
- ⑧**教育相談体制の充実**:生徒が不安や心の傷を1人で抱え込まないよう、支援体制の充実を図る。
- ⑨**保護者との連携強化**:生徒の変化にすばやく対応・支援できる信頼関係づくりに努める。
- ⑩**ストレスマネジメント、アサーション等を学ぶ機会の設定**:集団生活をより快適なものにする。
- ⑪**教師の体罰禁止の徹底**:教師は人権意識の掲揚に努め、生徒の範となる。

(2) 年間計画の作成と実施、検証、改善

安心安全な学校づくりを実現するために、いじめ防止対策年間計画を、生徒指導部や学年部等と連携して作成する。学年末には1年間の結果をふりかえり、改善につなげる。

(3) いじめ早期発見・早期解決

- ①**生徒の SOS をすぐ受信できる体制とチームワークを強化する。**

教職員は生徒の日常観察を通して、些細な変化も見逃さず早期発見を心がける。いじめ、いじめと疑われるケースが発生した場合、対応の流れ(基本方針)を全職員で把握し、早期解決につなげる。
- ②**不登校等早期発見チェックシート(担任用・教科担任用)の活用。**いじめ対策委員会との連携を迅速化。
- ③**保護者との連携意識の強化。**

相談窓口の周知徹底。三者面談(5月)にて、「家庭用いじめ早期発見チェックシート」配布。普段から電話連絡等により相談しやすい雰囲気をつくる。
- ④**「生活アンケート」等の実施。**

不眠、食欲、ストレス、ネット上を含むいじめ調査事項、学校安心安全度、HR 安心安全度チェック(5段階評価)等。眠れない理由を書く欄も設け、個人支援につなげる。担任集計⇒学年主任集約⇒教育相談係⇒いじめ対策委員会の流れで結果を検討し、今後の方針を立てる。
- ⑤**生徒へ情報提供を定期的に呼びかける。**

生徒の側からも情報提供できるよう、生徒と教師間の信頼関係をさらに高める。助けたいとアクションを起こしてくれた生徒に対し、教師が確実に守るという姿勢を日々の取組みの中で示す。
- ⑥**「相談箱」の設置**

(4) いじめ防止対策組織の設置

- ①**名称**:「教育相談・特別支援・いじめ対策委員会」 事案に応じて「いじめ対策委員会」(略称)。
- ②**「いじめ対策委員会」の役割**
 - 学校いじめ防止基本方針の策定と、それに基づく諸対策の実施、見直し
 - 年間指導計画の企画、検証、改善
 - 生活アンケート等の分析、対策の検討

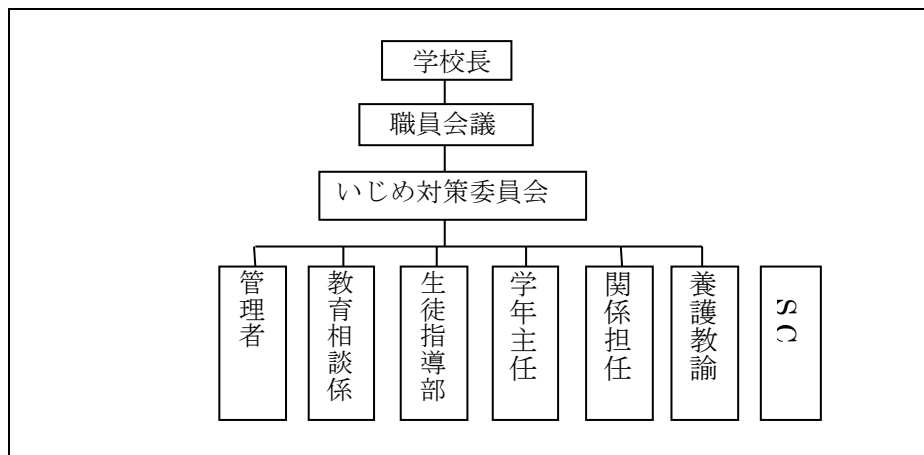
○いじめに関する迅速な対応(緊急会議の開催、情報収集、事実確認、指導・支援の方針決定)

○保護者、外部専門機関との連携

③運営:学期に1回を基本とし、状況に応じて緊急会議を開く

④構成メンバーとその役割

管理者、教育相談係、養護教諭、生徒指導部、学年主任、関係担任、必要に応じてスクールカウンセラー
<組織図>



校長:①総責任者 ②いじめ対策の推進 ③被害・加害生徒、保護者との面談

教頭:①方針の明確化 ②被害・加害生徒、保護者との面談 ③外部機関との連携

教育相談係:①いじめ未然防止対策の企画(年間計画等)・実施・関連部署との連携 ②生徒相談の対応、支援 ③情報収集・提供 ④いじめ対策委員会の開催 ⑤研修の企画・実施 ⑥被害・加害生徒との面談・SCとの連携(心のケア)

養護教諭:①生徒来室状況等情報収集・提供 ②生徒の不安緩和

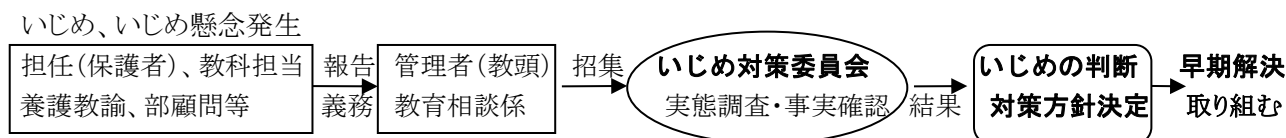
生徒指導部:①いじめ行為の周知 ②いじめを許さない体制・ルールづくり ③いじめ未然防止対策の企画(年間計画等)・実施・関連部署との連携 ④いじめの情報集約・事実確認 ⑤生徒指導・支援の実施 ⑥保護者面談 ⑦警察等外部機関との連携 ⑧再発防止対策

学年主任:①学年単位でのいじめ防止対策の実施 ②情報収集・提供 ③「生活状況調査」の学年集約 ④関係担任の支援 ⑤必要に応じて学年間の連携

関係担任:①いじめの早期発見、情報収集 ②管理者といじめ対策委員(教育相談係)への報告 ③生徒指導(事実確認、指導) ④保護者対応(連絡・事情説明面談等) ⑤再発防止対策

スクールカウンセラー:①被害・加害生徒のカウンセリング ②対応の助言・支援 ③外部機関との連携

⑤いじめ判断を含めた対応の流れ



3. いじめ発生への迅速対応

(1)実態把握と指導法の審議と決定

- ①当該生徒双方のみならず、周囲の生徒・職員から個々に事情等を聴き取る。
- ②関係職員で情報を共有し全体像を把握し、指導体制、方針、役割分担等を明確にする。
- ③指導方針を共通理解し合い、当該生徒双方とその保護者にいじめの事実を連絡する。
- ④事案に応じて外部関係機関と連携する。

(2)当該生徒双方とその保護者への指導・支援

- ①当該生徒双方から、いじめの状況や心情等を十分に聴き取る。
- ②被害生徒へは「被害生徒を守り通す」という姿勢を明確に示し、不安などを取り除かせ、被害生徒の心情を共感的に受け止める。
- ③加害生徒へは、いじめは非人道的な行為であることや被害側の心情を認識させる。
- ④生徒指導部、いじめ対策委員会で指導・支援の案を検討し、全職員で審議の下、学校長が決定する。
- ⑤当該生徒双方とその保護者には事実関係や互いの心情を伝え、決定した指導法や相談体制、支援法等を連絡する。

4. いじめの再発防止策

(1) 学校での再発防止策

- ①周囲の生徒等への指導・支援
当該生徒双方の問題に留めず、当該生徒双方のプライバシーに充分配慮した上で、学級や学年だけでなく、学校全体の問題として捉えさせ、再発防止やいじめ問題の根本的な解消を目指した取り組みを進める。
- ②いじめ対策委員会、生徒指導部、学年部で連携し、全体集会、HR等を利用した再発防止の取り組み案を検討する。
- ③拡大学年会等の情報交換に於いて、被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。

(2) 外部関係機関を利用した再発防止策

- ①警察等の外部機関のみならず、家庭や出身中学校等とのネットワークの構築を目指して定期的な情報交換会や連絡協議会などでの連携を保つ。
- ②各外部関係機関の役割や専門性、業務内容等を十分に把握・理解し、その職員を講師に招いた研修会や講話等を行う。

5. 重大事態への対応

校内で発生したいじめが重大事態であると判断された場合は、外部関係機関（教育委員会、警察等）へ報告、又は通報する。

(1)事実関係を明確にする調査の実施

- ①被害生徒からの聞き取りが可能な場合
当該生徒双方から重大事態に至る要因等の詳細（いつ、誰から、どのように）を聴き取る。
※被害生徒からの聞き取りに際しては被害生徒の身の安全を最優先として実施する。
- ②被害生徒からの聞き取りが不可能な場合
被害生徒の保護者からの要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の事実関係の調査について協議し、調査を進めていく。

(2)調査結果の説明、提供

- ①被害生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係、その他必要な情報等を適時・適切に説明、提供する。
- ②情報の説明、提供に関しては他の生徒のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分に配慮する。
ただし、いたずらに個人情報保護法を理由に、説明を怠る事がないよう、関係職員での十分な検討、審議を行う。

【別紙資料】

家庭用「いじめのサインチェックシート」

いじめのサインチェックシート お子さんの変化に早く気づくことが、いじめの早期解決につながります

以下の項目に該当することが多い場合、担任または教育相談係へご相談ください。

時間帯	項目	チェック
1 朝	朝起きる時間が以前より遅くなっている	
2	朝になると体調不良(頭痛・発熱・腹痛等)を訴え、学校を休みたがるようになった	
3	食事量が少なくなった	
4	身支度に時間がかかるようになり、なかなか登校しようとしなくなった	
5 下校後	衣服が汚れていたり、破れていたりする	
6	帰宅時刻が遅くなってきた	
7	ささいなことでイライラしたり、物にあたったりすることが増えた	
8	学校や友人の話題が減った	
9	表情が暗く、家族との会話も少なくなった	
10	学校で使う道具等(教科書含む)に落書きされていたり、壊れていたりすることが増えた	
11	物を紛失することが増えた	
12	パソコンやスマホをいつも気にしている	
13	言葉づかいが荒くなった。	
14	お金を欲しがる、金遣いが荒くなった	
15	あざや傷が増えた	
16	買い与えていない物を持つようになった	
17 夜間	夕食の食事量が減る、食べない日が以前より増えた	
18	自分の部屋に閉じこもる時間が増えた	
19	寝つきが悪かったり、夜眠れず夜更かしすることが増えた	

心配なことはご家族だけで悩まずに、学校へ相談しましょう。

いっしょに早期解決を！

◇浦添工業高校の電話番号:098-879-5992(5993)